

質問回答書

令和 2年 5月19日

件 名 2南浜地区雨水排水路清掃業務委託

番号	質問	回答
1	<p>マニフェスト伝票の排水事業場の名称の明記について、契約名「2南浜地区雨水排水路清掃業務委託」となっており、通常であれば、マニフェスト伝票の排水事業場の名称に契約名を明記するところではありますが、取引先のひとつである処分業者に事前確認したところ、この名称では受入不可との回答でした。</p> <p>排水路清掃ですと、清掃から排出される汚泥の中には多くのゴミも含まれる要素があるとの理由で受入ができないとのこと。ですが、名称に「(浚渫工事による)」と追記すれば受入可能との回答でした。</p> <p>したがいまして、マニフェスト伝票の排出事業場お名称に「2南浜地区雨水排水路清掃業務委託(浚渫工事による)」と明記させて頂いても良いか質問申し上げます。</p>	<p>受け入れできない場合は、マニフェストの名称への追記とします。また、汚泥については、産業廃棄物での処理とします。</p>